大阪府立江之子島文化芸術創造センターと

大阪府20世紀美術コレクションの活用に関する

サウンディング型市場調査

実施要領

令和２年６月

大阪府 府民文化部

**１　概要**

（１）調査の名称

　　　「大阪府立江之子島文化芸術創造センターと

大阪府20世紀美術コレクションの活用に関するサウンディング型市場調査」

（２）調査の背景・趣旨

　　　大阪府立江之子島文化芸術創造センター（enoco）は、第4次大阪府文化振興計画（平

成28年11月）において、「社会のための文化」を創出する施設として、従来の文化振興

施策に加えて、教育、福祉、まちづくり等のあらゆる施策分野における課題について、ク

リエイター等や行政、企業、NPO等が対等な立場で交流・対話を行い、協働して、その解

決に文化・芸術を活用する手法を普及啓発し、府内に広める拠点として位置付けられてい

ます。開館からまもなく10年の節目を迎え、enocoはこれまで求められてきたそれらの役

割を一定果たし、今後は更なる発展が望まれています。

　　　また一方で、府が所蔵する美術コレクションの管理・活用についてもenocoの指定管理

業務において実施しているところですが、今後、更なる利活用を図るためには、施設のキ

ャパシティや抱える事情も踏まえ、その手法等について抜本的に見直す必要があります。

（３）調査の目的

　　　本調査は、現状を踏まえた今後の方向性、質の高い管理運営、施設の特性を活かした事

業展開等について、民間事業者等からの意見や提案、利用者のニーズを聞き取り、次期指

定管理者の公募に向けた検討を進めるため行うもので、施設の魅力向上と府民サービスの

一層の向上を目的とします。

　　　今後のenocoにおける事業等を検討するにあたり、検討の早い段階での民間事業者等と

の対話を通じ、施設の利活用の方向性、市場性の有無、市場性の確保に向けたアイデアを

得ることにより幅広い検討を可能とするものです。

**２　施設及び大阪府20世紀美術コレクションの概要等**

（１）施設名称

　　　大阪府立江之子島文化芸術創造センター（enoco）

（２）施設所在地等

　　　住所：大阪市西区江之子島２丁目１番34号

　　　電話：06-6441-8050

ＨＰ：http://www.enokojima-art.jp

（３）施設開設日

　　　平成24年４月１日

（４）施設の設置目的と主な役割等

　　　大阪府立江之子島文化芸術創造センター（enoco）とは、センター条例第１条に基づき、

文化芸術の創造及び振興を図り、もって大阪の都市の魅力の向上に資するための施設とし

て、第２条に規定する様々な事業を実施するための目的施設です。

「アーティストやクリエイター・府民・行政・企業・大学等が交流・連携・協働する拠

点」をめざし、「大阪府20世紀美術コレクション」を活用した現代美術の振興の他、文化

芸術分野の情報発信や担い手の育成、施設を活用した交流・活動場所の提供等を主な役割

とし、大阪の文化活動を総合的にサポートしていくことで、文化芸術の創造及び振興を推

進していきます。詳しくは参考資料１をご覧ください。

（５）施設の構造・規模

鉄筋コンクリート造、地上４階地下１階、搭屋２階

敷地面積：1866.50㎡

建築面積： 668.48㎡

延床面積：2943.57㎡

（６）施設区分・内容

施設については、次の領域に区分されます。

◇指定管理者が管理、使用するスペース

　　　　　＜執務室＞

　　　　　　・事務室、スタッフルーム：２階、１階、地下１階

　　　　　＜貸館施設＞

　　　　　　・多目的ルーム（１～３）４階

　　　　　　・多目的ルーム（７～12）２階

　　　　　　・多目的ルーム（４）　　１階

　　　　　　・多目的ルーム（５・６）地下１階

＜収蔵庫＞

　　　　　　・収蔵庫　３階、１階

＜交流・活動の場所＞

・フリースペース、サンクンガーデン　地下１階

・ライブラリー兼休憩室　４階

＜その他＞

　　　　　　・給湯室、廊下、トイレ、倉庫　等

◇府が使用するスペース

　　≪府の執務室（府市文化振興会議事務等）≫

　　　➢公の施設部分以外になりますが、建物の一体性・効率性の観点から維持保全

業務を指定管理者に委ねます。

◇府が指定管理者以外の第三者に使用させるスペース

　　　　　　≪自動販売機≫

（府が行政財産の目的外使用許可を行うスペース）

➢清掃（日常清掃業務を除く）及び警備については、指定管理者の業務としま

す。ただし、使用に伴う日常的な管理は自動販売機の設置事業者が行います。

設置事業者が使用する電気代の光熱水費については、設置事業者が指定管理

者にその経費を支払うものとします。

（７）施設に附属する設備

　　　設備は、府が指定管理者に無償で使用させるものとしますが、使用に伴って発生する費

用については、指定管理者の負担とします。

指定管理者の負担で新たな設備を調達した場合は、指定管理期間終了後に撤去等原状回復していただくか、府と協議の上、府に無償で譲渡していただきます。

（８）施設の開館時間及び休館日

＜開館時間＞

・enocoの開館時間：10時から21時まで

多目的ルーム（１～４）利用時間：10時から20時（日曜日のみ16時）まで）

＜休館日＞

・月曜日、年末年始（12月29日から１月３日まで）

（９）施設利用料金について

　　　地方自治法第244条の２に規定する利用料金制を導入しています。利用料金の額は、指

定管理者がセンター条例第12条で定める金額の範囲内で定めるものとします。この場合

において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について府の承認を受ける必要があり

ます。額を変更する場合も同様です。

（10）大阪府20世紀美術コレクションの概要

　　　大阪府は「大阪府20世紀美術コレクション」として、現代美術作品を約7,900点所蔵

しています。現在、作品は主に大阪府立江之子島文化芸術創造センター（enoco）と大阪府

咲洲庁舎にて収蔵保管しています。作品群は貴重な府民の財産であることから、できる限  
り多くの府民に鑑賞機会を提供しなければなりませんが、一方で貴重であるが故、その管理等については慎重を期し、将来に承継していく必要があります。なお、現在は、作品の収集は行っておりません。

※作品の一覧については資料６にてご確認ください。

（11）現指定管理者の管理運営の状況

　　　指定管理期間：平成29年度～令和３年度

　　　指定管理者：長谷工コミュニティ・E-DESIGNプラットフォームグループ

　　　利用状況（令和元年度）

　　　　・来館者数：131,829人

　　　　・貸館利用率：展示室平均／41.6％

その他多目的ルーム平均／57.2％

・貸館来場者数：41,707人

　　　　・大阪府20世紀美術コレクション活用点数：延べ1,015点

　　　　※開館当初からの推移については、資料７をご覧ください。

　　　　※現指定管理者による各種事業の実施状況とその評価（★）、収支等については、資

料８から資料10をご確認ください。

　　　　★大阪府では、指定管理者制度を導入している公の施設について、指定管理者の業務

の実施状況等に関する評価を行うこととしており、その際、施設ごとに設置する指

定管理者評価委員会の意見を聴くこととしています。

（12）大阪府が抱える主な課題について

　　ア　施設の認知度

大阪府では、府民のニーズや、各施策や事業の課題把握のため、民間のインターネッ

ト調査会社が保有する多数のモニターを活用したアンケートを実施しています。平成30

年度及び令和元年度に実施した「「第４次大阪府文化振興計画」に関するアンケート」

において、「大阪府立江之子島文化芸術創造センター（enoco）」の認知度は以下のとお

りであり、他の府有施設等と比較しても非常に低い値となっています。多くの府民から

愛され、頼られる文化施設となるよう、この認知度を向上させる必要があります。

　・平成30年度調査結果（平成31年３月実施）：11.1％

　・令和元年度調査結果（令和２年２月実施）：10.5％

　※いずれもサンプル数は18歳以上の府民1,000人

　　イ　大阪府20世紀美術コレクションの活用

　　　　大阪府にはかつて、現代美術に関する理解促進と文化情報の発信機能の充実・強化を

目的に、その中核施設となる「現代芸術文化センター」を設置する構想がありましたが、

財政再建の検討の中で、既に構想は廃止されています。将来にわたり、いわゆる「美

術館」の設置が難しい状況下で、約7,900点にも及ぶ作品をどのように活用していくの

か、これまでの発想にとらわれない新たな方策の検討が必要です。

※enocoは博物館法により規定される登録博物館や博物館に相当する施設（博物館相当

施設）ではありません。

**３　サウンディング型市場調査の実施概要**

（１）求める提案の内容

　　　「多様な府民ニーズへの対応」及び「新たな施設の魅力創出」を実現するための提案を

求めます。具体的には主に以下の項目について、前述の「２　施設及び大阪府20世紀美術コレクションの概要等」を踏まえ、これまでの概念等にとらわれない新たな発想でご意見・ご提案をお願いします。自らが事業実施主体となることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお聞かせください。

≪意見・提案を求める具体的な項目≫

　　　◆府立の文化施設としての府民等から求められるenocoの姿について（「２（４）施

設の設置目的と主な役割等」で府からお示しした内容への追加等）

◆施設規模等を加味し、enocoが提供でき得るサービスの可能性について

　うち、収入確保に資する取組み・アイデアについては、具体的にお聞かせください。

　　　◆enocoの認知度向上に向けた取組みについて

◆大阪府20世紀美術コレクションの更なる活用方策や今後の新たな展開について

（２）対象者

　　　enocoの管理運営等に関し、提案・助言を希望する民間事業者・NPO法人等

（３）実施要領等の配布

　　　「大阪府立江之子島文化芸術創造センター募集と大阪府20世紀美術コレクションの活

用に関するサウンディング型市場調査実施要領（資料を含む）」については、

文化課のホームページからダウンロードいただくことができます。文化課やenocoでの配

布は致しません。

・配布期間：**令和２年６月19日（金曜日）から７月22日（水曜日）**

（４）質疑

　　　本件に関して質問があれば、質問シート（様式１）をE-mailで送付してください。

電話、FAX、来訪による質問の受付は行いません。

・E-mail送付先：大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課

（[bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp)）

　・質問の受付期間：**令和２年６月19日（金曜日）～７月３日（金曜日）**

・質問に対する回答：**令和２年７月10日（金曜日）**に、文化課のホームページに掲載

予定。また、「（５）事前説明会・現地見学会」にて質疑及び回答について、資料を配

布します。

・その他：メールの件名は「【質問票送付】enocoサウンディング調査」としてください。

なお、応募に関係がないと思われる質問など、質問内容によっては回答しか

ねる場合がありますので、ご了承ください。

（５）事前説明会・現地見学会

　　　現地にて、本調査の内容や施設概要の説明会及び施設の見学会を開催します。ただし、

説明会に参加していない法人等であってもサウンディング調査にはご応募いただけます。

・開催日：**令和２年７月10日（金曜日）　13時から15時まで（予定）**

　・開催場所：大阪府立江之子島文化芸術創造センター（enoco）

・参加申込：事前説明会・現地見学会申込シート（様式２）に必要事項を記入の上、

**７月３日（金曜日）**までにE-mailで送付してください。申込みのあった

法人等には、説明会の詳細について、お知らせします。

・E-mail送付先：大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課

（[bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp)）

・その他：メールの件名は「【説明会申込】enocoサウンディング調査」としてください。

（６）対話の申込

　　　対話エントリーシート（様式３）に必要事項をご記入の上、E-mailで送付してください。

電話、FAX、来訪による申込の受付は行いません。

・E-mail送付先：大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課

（[bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp)）

　・申込の受付期間：**令和２年６月19日（金曜日）～７月22日（水曜日）**

・その他：メールの件名は「【申込書送付】enocoサウンディング調査」としてください。

（５）対話の実施

　　　アイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。なお、対話シート（様式４）に

ご説明いただく内容の要点を予め記載いただき、当日、**５部**ご持参ください。

　　　・日時：**令和２年８月３日（月曜日）～８月21日（金）（10時から17時）の間で**

**各１時間程度**（土曜日、日曜日、祝日は除きます）

※申込後、個別調整させていただきますので、多少前後する可能性があります。

　　　・場所：大阪市住之江区南港北１‐14‐16　大阪府咲洲庁舎37階（予定）

　　　・新型コロナウィルス感染症の拡大状況によっては、実施時期や実施方法を見直す場合

があります。

（６）対話の内容

　　　本要領に記載の事項を踏まえ、参加いただく民間事業者等の皆さまから「３（１）求め

る提案の内容」に記載の項目について、予めご準備いただいた対話シート（様式４）に沿

って、一括でご説明いただいた後、それを踏まえて、府側から質問等をさせていただきな

がら、設定時間内で対話を行います。ただし、一部お答えいただけない項目・内容があっ

ても構いません。また、提案内容等によっては、進行方法を変更する場合があります。

（７）スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 実施内容 |
| ６月19日（金曜日） | 実施要領の公表・対話参加申込受付開始 |
| ６月19日（金曜日）～７月３日（金曜日） | 質疑の受付  ※回答は７月10日（金曜日）に、文化課のホ  ームページに掲載するほか、同日実施予定の  事前説明会・現地見学会にて資料配布予定 |
| ７月10日（金曜日） | 事前説明会・現地見学会  ※７月３日（金曜日）までに申込要 |
| ７月22日（水曜日） | 対話参加申込締切 |
| ８月３日（月曜日）～８月21日（金曜日）  ※個別調整予定のため前後する可能性有 | 対話の実施 |
| ９月初旬頃 | 結果の公表 |

**４　留意事項**※必ず、ご覧の上で、ご参加ください。

（１）対話及びその取扱い

　　　・対話への参加実績は、事業者公募（令和３年度実施予定）の評価に影響しません。

　　　・対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言と

も、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解

ください。

　　　・説明資料の提出は求めません。ただし、参加者として必要だと考える場合は、ご持参

ください。

　　　・必要に応じて追加対話（文書照会を含む）やアンケート等を行うことがありますので、

ご協力をお願いします。

（２）対話に関する費用

　　　・対話への参加等に要する費用については、参加者の負担とします。

（３）実施結果の公表

　　　・対話の実施結果については、**９月初旬頃**、概要をホームページ等で公表します。

　　　・公表にあたっては、事前に参加者に内容の確認を行います。

　　　・参加者の名称及び起業ノウハウに係る内容は、原則として公表しません。ただし、情

報公開請求等、関連規定に基づき、公開の対象となる場合があります。

（４）参加除外条件

　　　次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

　　　・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第

８条第２項第１号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成

員または当該構成員を含む団体

　　　・大阪府暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団

員、同条第３号に規定する暴力団員等及び同条第４号に規定する暴力団密接関係者

　　　・大阪府暴力団排除条例第14条第１項、第２項又は第３号に違反している事実がある

　　　　者

**５　連絡先**

連絡先：大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課

住　所：〒559-8555　大阪市住之江区南港北１－14－16

電　話：06－6210－9305

　　　E-Mail：[bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp)

**６　参考資料**

（資料１）　大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例

（資料２）　大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例施行規則

（資料３）　施設内容（主なもの）

（資料４）　平面図

（資料５）　利用料金表（令和元年10月現在）

（資料６）　大阪府20世紀美術コレクション作品一覧

（資料７）　各種推移（来館者数、貸館利用率、貸館来場者数、コレクション活用点数）

（資料８）　令和元年度事業計画

（資料９）　令和元年度指定管理運営業務評価票

（資料10）　令和元年度収支実績

（資料11）　平成28年度実施指定管理者募集要項（添付資料省略）

参考資料１　enocoのめざすべき姿と主な役割